

鳥 取 県 森 林 整 備 事 業 仕 様 書

第 1 章 総 則

第 1 節 通 則

(適用範囲)

第 1 条 この仕様書は、鳥取県が行う植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業（以下「森林整備事業」という。）の委託に適用する。

2 委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、「鳥取県森林整備事業等業務検査規程」（平成 19 年 10 月 1 日付第 200700072077 号農林水産部長通知。以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければならない。

3 この仕様書は、森林整備事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の業務に対し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。

4 特記仕様書、設計図書又は共通仕様書の間に相違がある場合若しくは図面からの読み取りと図面に書かれた数字等が相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

5 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督員の指示がない限り業務を継続しなければならない。ただし、契約書第 20 条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

(業務現場管理)

第 2 条 受託者は、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2 受託者は、業務の施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。

3 受託者は、業務箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、日ごろ気象情報等について十分注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。

5 受託者は、油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。

6 受託者は、業務現場に業務関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。

- 7 受託者は、業務現場には一般通行人が見やすい場所に業務名、業務期間、施行主体名、業務受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。
- 8 受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに監督員に報告しなければならない。
- 9 受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(施工計画書)

第3条 受託者は業務着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、準備工事については、施工計画書の提出前であっても、監督員の承諾を得たうえで着手することができるものとする。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。なお、監督員の承諾を得た事項については、省略することができる。

- (1) 現場組織表
- (2) 施工方法
- (3) 計画工程表
- (4) 施工管理計画
- (5) 緊急時の体制
- (6) 安全管理
- (7) 環境対策
- (8) その他

- 2 受託者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

(業務の着手)

第4条 受託者は、設計図書に定めのある場合のほか、特別の事情がない限り業務契約後30日以内に着手しなければならない。

- 1 着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。

(業務現場発生品)

第5条 受託者は、業務の施工によって生じた現場発生品は整理集積し、現場発生品調書を添え、監督員の指示する場所で引き渡さなければならない。

(業務測量)

第6条 受託者は、監督員と協議の上、あらかじめ必要な測量を実施しなければならない。ただし、業務現場の用地境界杭が既に明らかで、かつ設計図に示された施工区域線と相

違わないと認められる場合で、監督員の承認を受けたときは省略することができる。

- 2 受託者は、測量標、用地境界杭等は、位置及び高さの変動しないよう適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。
- 3 受託者は、業務に必要な丁張、その他業務の施工の基準となる仮設標識は、設置後、監督員が指示したものについては、確認を受けなければならない。

(施工中の環境への配慮)

第7条 受託者は、業務の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、措置を講じ、監督員の確認を受けなければならない。

(官公庁への手続)

- 第8条 受託者は、業務の施工に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。
- 2 受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

(諸法規の遵守)

第9条 受託者は、業務の施工に当たり、関係法令及び業務に関する諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において行われなければならない。

(施工管理)

第10条 受託者は、業務施工中において、別に定める鳥取県森林整備事業施工管理基準（平成15年9月1日付森保第418号農林水産部長通知）により施工管理を行い、業務終了後、その記録を監督員に報告しなければならない。

(安全管理)

- 第11条 受託者は、業務の施工に当たり、常に安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- 2 受託者は、施工期間における災害を防止するため、業務箇所及びその周辺のパトロールを実施するとともに、業務関係者による安全教育・訓練等を1ヶ月に1回以上実施し、関係する資料を整備するものとする。また、新規参入者の教育も適時に行うものとする。
 - 3 受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。
 - 4 受託者は、業務箇所のイメージアップを図るため、現場事務所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
 - 5 受託者は、業務の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に通報するとともに、事故の報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に指示しなければならない。

(交通安全管理)

第12条 受託者は、業務用運搬路として道路を使用するときは、違法運行防止、積載物の落下等による路面の損傷及び路面汚損の防止に努めるとともに、第三者に損害を与えないよう十分に注意しなければならない。

(業務中の検査又は確認)

第13条 受託者は、業務施工中において、設計図書で指定した事項又は監督員があらかじめ指示した事項については、監督員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進めてはならない。

2 前1項の規定において、受託者は、監督員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。

(業務検査)

第14条 検査規程第2条に規定する中間検査、完成検査及び出来形検査に当たっては、専門技術者その他立会いを求められた業務関係者が、必ず立ち会って検査を行わなければならない。

2 受託者は、検査のために必要な資料、第10条の施工管理に関する資料の提出及び測量その他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

(後片付け)

第15条 受託者は、業務の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、業務検査に必要なものは監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

第4章 森 林 整 備

第1節 通 則

(一 般)

第46条 森林整備の材料及び施工については、第2章及び第3章によるもののほか、本章によるものとする。

第2節 植 栽

(地 拵 え)

第47条 地拵えは、植栽又は天然下種更新等の予定地に生育する雑草、笹、かん木等を取り除き、植栽や種子の定着に適した環境を整備するために行うもので、次の各項によるものとする。

- 2 受託者は、地拵えについては、地際から刈払い、伐倒しなければならない。
- 3 受託者は、全面地拵えについては、植栽予定地の全面を対象に地表植生の刈払い等を行わなければならない。ただし、あらかじめ保残するものとして表示した又は作業に先立ち監督員が指示した立木・幼齢木を除く。
- 4 受託者は、筋地拵えの幅、残す幅、坪地拵えの位置及び範囲（坪の大きさ）については、設計図書によらなければならない。
- 5 受託者は、伐倒木・枝条等の整理については、監督員の指示がある場合等を除き、植栽の支障にならないようにするとともに、滑落・移動しないようにしなければならない。

(苗木運搬)

第48条 受託者は、苗木の運搬については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。

- 2 受託者は、運搬の際には必ず苗木袋等を使用し、根は露出させてはならない。

(仮植)

第49条 受託者は、仮植地については、植栽予定地の近くで適地を選定し、事前に耕やしておかななければならない。

- 2 受託者は、苗木の結束を解き1本ずつ根が重ならないように並べ、幹の3分の1から4分の1までを覆土し、踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずむしろ等で日除けをしなければならない。
- 3 受託者は、仮植周辺地に排水路を掘る、又は、日光の直射を受けぬように処置しなければならない。
- 4 受託者は、乾燥しやすい場所、又はやむを得ず数日をかけ仮植する場合は、むれないように、むしろ等で日覆いをし、適時灌水しなければならない。

(植付け)

第50条 植付けは、第43条の規定に準ずるほか、本条によるものとする。

- 2 受託者は、植穴については、掘り出した土砂は破碎し、石礫等は取り除かなければな

らない。また、地被物を除去して十分に掘り起こし、碎土した後、根茎、石礫、落ち葉等を取り除かなければならない。なお、土壌条件が不適当な場合は、監督員と協議し、客土等の必要な処置を講じなければならない。

- 3 受託者は、植付け本数及び苗木間、列間距離については、設計図書によらなければならない。また、植付け地点に岩石、根株等の障害物がある場合、その上下に若干移動して植え付けるものとする。
- 4 受託者は、植付けのため、苗畑又は仮植地から植栽地に苗木を運搬するときは、1日の植付け可能本数を小運搬の限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木はただちに仮植を行い、乾燥を防ぐ措置をしなければならない。
- 5 受託者は、植付けは、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件等により指定期間内に完了が困難となった場合は、すみやかに監督員に報告し、指示を得なければならない。
- 6 受託者は、気象情報により植付け後の活着が十分でない場合は、作業を中止して監督員と協議し必要な措置を講じなければならない。

(補 植)

第51条 補植は、第45条及び前条の規定に準ずるものとする。

(施 肥)

第52条 施肥は、第42条から第44条までの規定に準ずるものとする。

第3節 保 育

(下 刈)

第53条 受託者は、下刈りの施工に当たり、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の成育に支障となる地被物を、原則として海岸部は地際から10cm以下、海岸部以外は15cm以下又は監督員の指示による高さに刈り払わなければならない。

- 2 受託者は、刈払い物については、植栽木を覆わないように存置しなければならない。
- 3 受託者は、下刈り作業中、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が向かないように刈り払わなければならない。

(刈出し)

第54条 受託者は、先に育成木又は残存木の周囲を刈払い、植栽木の位置を確かめてから、その他の部分の刈払いを行わなければならない。

(つる切り)

第55条 受託者は、つる切りの施工に当たり、原則として、植栽木及び有用天然木に着生するつる類は、根元から切断しなければならない。

- 2 受託者は、植栽木に巻きついたつる類は、植栽木を損傷しないように除去しなければならない。

(本数調整伐、受光伐、除間伐)

第56条 受託者は、本数調整伐、受光伐、除間伐の施工に当たり、伐採対象木が標示してない場合は、特記仕様書で指示する対象木を選木することとし、対象木全てにテープ等によりマーキングしなければならない。

ただし、特記仕様書において対象木全てのマーキングを不要としている場合は、全木マーキングを行わず、標準地の選木状況に準じて、対象木を選木するものとする。

2 受託者は、伐倒にあたっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。

3 受託者は、伐倒木については、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落としした後、次のとおり適切に処理しなければならない。ただし、設計図書においてこれらの作業を計上していない場合はこの限りではない。

一 枝払は、樹幹が地面に付く程度まで枝条を切り払うこと。ただし、地面に接しない部分については、玉切・片付等後続作業の支障とならない程度に作業するものとする。

二 伐採木の溪床部への落とし込み・堆積を禁止するとともに、玉切・片付に当たっては地形等を勘案の上、溪床部においては樹幹を小運搬・集積できる程度に玉切し、溪床から斜距離でおおむね10m以上離して集積し、転落又は流出しないよう、根株等の利用により等高線状に固定すること。また、溪床から斜距離でおおむね10mの範囲内を除いては、後続作業及び林内歩行の支障とならない箇所に、樹幹が地面に付き容易に転落しないよう、必要に応じて玉切・固定を行うこと。

なお、溪床部での作業に当たっては、溪床から斜距離でおおむね10mの位置にある残存木に、溪床に沿って見通せる程度の間隔でビニールテープ等によりマーキングし、これを第14条に規定する業務検査の完了まで保持するものとする。

(枝打ち・枝落し)

第57条 受託者は、枝打ち・枝落しの対象木及び枝を落す範囲については、標準地等の実施状況に準ずるか、又は監督員の指示によるものとする。

2 受託者は、枝の切断については、樹幹に沿って平滑に切断するものとし、残枝長を樹幹（枝座がある場合は枝座）から5mm以下としなければならない。

3 受託者は、樹幹に枝座（枝隆）がある場合、枝座（枝隆）を切り落とさないものとする。

4 受託者は、枝打ち・枝落しの施工に当たり、樹幹の形成層を損傷しないよう留意し、葉量が多く、作業途中で裂ける恐れのある枝は、途中で切断した後、更に仕上げ切断する等の方法によらなければならない。

5 受託者は、枝落しの時期については、監督員から指定された場合を除き、林木の成長休止期に行わなければならない。

(追 肥)

第58条 追肥については、第43条及び第44条までの規定に準ずるものとする。

(雪起し)

第59条 受託者は、雪起しについては、融雪後速やかに実施しなければならない。

2 受託者は、雪起しの施工に当たり、樹幹を損傷しないよう注意しながら、若干強度に引き起こさなければならない。

3 受託者は、根の部分がゆるんでいる場合は、十分踏み固めなければならない。

(病虫獣害防除)

第60条 受託者は、薬剤を用いて病虫獣害防除を行う場合、薬剤の種類、散布量、散布の方法は、設計図書によらなければならない。

2 受託者は、薬剤散布は、対象林分等の周辺の環境に十分配慮するとともに、風向等の気象条件を考慮して、散布しなければならない。

3 受託者は、殺鼠剤散布は、概ね10m程度を散布間隔の目安とし、倒木、伐根、末木、枝条等の堆積箇所には、重点的に散布しなければならない。

第4節 海岸林造成

(防風工)

第61条 受託者は、防風工の方向については、原則として主風向に直角に設けなければならない。

2 受託者は、防風工の施工に当たり、強風等により倒壊しないよう、杭建込後、十分突き固めるほか、構成資材の緊結等を堅固に行わなければならない。

3 受託者は、防風工の設置に当たり、遮風壁の間隙にムラが生じないように取り付けなければならない。

(排水工)

第62条 受託者は、海岸林に設ける排水路等の側法は、現地の土質条件に応じて、その機能が維持される適切な勾配で施工しなければならない。また、速やかな排水が可能となる勾配を付して施工しなければならない。

(静砂工等)

第63条 受託者は、静砂工又は静砂垣については、植栽予定地を垣根によって正方形等に区画し、その一辺を原則として主風向に直角に施工し、かつ、地形に合わせて施工しなければならない。

2 受託者は、静砂垣については、強風等により倒壊しないよう、杭建込後・十分突き固めるほか、構成資材の緊結等を堅固に行わなければならない。

(植栽)

第64条 植栽は、第42条から第45条まで並びに第49条及び第50条の規定に準ずるものとする。

2 受託者は、植栽木が風雪、風浪等の影響を受ける時期に植栽を行ってはならない。

第5節 歩道整備

(歩道作設)

第65条 受託者は、歩道作設に当たり、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。

2 受託者は、凹地形、又は滞水のおそれのある箇所は、排水溝を設けなければならない。

3 受託者は、歩道作設により生じた切取り残土については、崩落、流出等のないよう設計図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処理する場合は、監督員と協議を行うものとする。

(歩道補修)

第66条 歩道補修については、設計図書によるとともに第65条に準ずるものとする。

附 則

この改正は、平成20年5月12日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成21年6月29日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年6月8日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年6月25日から施行し、令和元年度事業から適用する。

